

登録・届出・証明

住民課 ☎ 83-2182

□ 戸籍に関する届出 (本人確認できる書類をお持ちください)

届出の種類	届出期間	届出人・届出場所	届出に必要なもの	ご注意
出生届	生まれた日から数えて14日以内	●父または母 ●出生地、本籍地または届出人の所在地のうちいずれかの市区町村役場	① 届書 ② 届出人の印鑑 ③ 母子健康手帳	子どもの名前は常用漢字・人名漢字・平仮名・片仮名に限られています。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	①同居している親族 ②同居していない親族 ③その他の同居者 ④家主、地主または家屋もしくは土地の管理人 ●死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地のうちいずれかの市区町村役場	① 届書 ② 届出人の印鑑	後日、次のものをお持ちの方(加入者・受給者)は手続きが必要です。 国民健康保険、国民年金、遺族・障害年金、印鑑登録、介護保険証等、身体障害者手帳、マイナンバーカードまたは住基カード
婚姻届	任意	●結婚する2人 ●2人のいずれかの本籍地または所在地の市区町村役場	① 届書 ② 2人の旧姓の印鑑 ③ 戸籍全部事項証明書(奥多摩町に本籍がない方) ④ 親の同意書(未成年者)	届書に証人2人(成年者)の署名・押印が必要です。
転籍届	任意	●戸籍の筆頭者及びその配偶者 ●現本籍地、新本籍地または届出人の所在地の市区町村役場	① 届書 ② 印鑑(筆頭者と配偶者それぞれの印鑑) ③ 戸籍全部事項証明書(同一市区町村内で移す場合は不要)	

※提出していただく届書、添付書類はそれぞれ1通です。

※上記の届のほか離婚届・養子縁組届・養子離縁届などがあります。

※戸籍の届出に関連して住所の異動がある場合は、別途住所異動の届出も必要です。

□ 住民の異動の届出

(本人確認できる書類をお持ちください)

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの	届出人
転入届 町外から引っ越ししてきたとき	引っ越してきた日 (住み始めた日) から 14日以内	① 印鑑 ② 転出証明書(前住所の市区町村で発行) ③ 国民年金手帳(加入者) ④ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ⑤ 住基カード(持っている方) ⑥ 在留カード(持っている方)	本人または新世帯主 代理人も届出が可能です すが、その場合は委任状 が必要です。
転出届 町外へ引っ越しをするとき	引っ越しをする前 (おおむね2週間前 から受付します)	① 印鑑 ② 印鑑登録証(登録者) ③ 国民健康保険証(加入者) ④ 各医療証(該当者)	本人または旧世帯主 代理人も届出が可能です すが、その場合は委任状 が必要です。
転居届 町内で住所が変わるとき	引っ越してから(新住所に 住み始めてから) 14日以内	① 印鑑 ② 国民健康保険証(加入者) ③ 各医療証(該当者) ④ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ⑤ 住基カード(持っている方) ⑥ 在留カード(持っている方)	本人または新世帯主 代理人も届出が可能です すが、その場合は委任状 が必要です。
世帯(主)変更届 世帯主が変わったり世帯を 合併または分離したとき	変更のあった日から 14日以内	① 印鑑 ② 国民健康保険証(加入者)	本人または新世帯主 代理人も届出が可能です すが、その場合は委任状 が必要です。

□ 母子健康手帳

妊娠した方にお渡しいたします。妊娠、出産から小学校入学まで、お母さんとお子さんの健康の状況を記録する手帳です。印鑑、マイナンバーカード(またはマイナンバー通知カード及び本人確認書類)をお持ちのうえ、住民課または古里出張所で交付申請してください。

□ 印鑑の登録

奥多摩町に住民登録をしている15歳以上の人（成年被後見人を除く）に限ります。登録は本人が申請してください。もし本人が病気その他の理由でできないときは、代理人が申請することもできます。この場合は、本人の意思を確認する意味で、本人自筆の「代理人選任届」が必要となり、印鑑証明書交付までに数日かかります。

代理人選任届	
代理人住所	
氏名	
生年月日	
私にかかる〇〇〇〇〇〇につき、上記の者を代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。	
平成 年 月 日	
本人住所	
氏名	実印
生年月日	
連絡先	
奥多摩町長 宛	
(注) 〇〇〇〇〇の部分には、印鑑登録申請、印鑑登録廃止届、印鑑登録証受領等の用語を記入してください。	

印鑑の登録申請方法

【本人申請の場合】

- ① 登録する印鑑と免許証、保険証等の本人確認書類をお持ちいただき、登録申請をしてください。
- ② 申請後、町から郵便で本人宛に照会書が届きます。
- ③ 同封の回答書に本人が必要事項を記入押印のうえ、登録する印鑑、保険証等の本人確認書類と併せてお持ちください。
- ④ 回答書と引き換えに印鑑登録証をお渡しします。
ただし、次の場合は即日に印鑑登録証をお渡しします。
 - ・登録する本人が、有効期限内の免許証、マイナンバーカードまたは在留カード等を提示した場合。
 - ・条例に定めるとおり、登録申請書の裏面に、東京都在住で、すでに印鑑登録している人に保証人として、署名押印（実印）してもらい、保証人の印鑑登録証明書を添付した場合。（保証人が奥多摩町在住の方の場合は、印鑑登録証明書の添付は不要です。）

【代理人申請の場合】

※この場合は、印鑑登録証（印鑑登録証明書）を交付するのに数日がかかります。

- ① 代理人は、登録する印鑑と代理人の免許証や保険証等の本人確認書類のほかに、必ず代理人に委任した旨の本人自筆の書面（代理人選任届）をお持ちいただき、登録申請をしてください。
- ② 申請後、町から郵便で登録する本人宛に照会書が届きます。
- ③ 同封の回答書に本人が必要事項を記入押印のうえ、本人が登録する印鑑、免許証や保険証等の本人確認書類と併せてお持ちください。
なお、本人が持参できない場合は、代理人が回答書を持参することもできます。代理人は、登録する本人が照会書の代理人選任届欄に必要事項を記入押印したうえで、登録者および代理人の免許証等の本人確認書類、登録する印鑑と併せてお持ちください。
- ④ 回答書と引き換えに印鑑登録証をお渡しします。

印鑑登録証明書の発行

印鑑登録証を本人または代理人が持参し、申請書を記入し、両方提出していただければ、印鑑登録証明書が発行できます。

印鑑登録の廃止、改印など

印鑑登録証を紛失した場合は、印鑑登録証亡失届を、また登録してある印鑑を紛失した場合または廃止や改印したいときは、印鑑登録証を持参の上、印鑑登録廃止届出をしてください。（代理人による申請の場合は、委任状が必要となります。）

※紛失や改印などによる再登録には再登録料200円がかかります。

※再登録には、新規登録と同じ手続きが必要となります。

登録できない印鑑

次のような印鑑は登録できませんのでご注意ください。

- ① 正しい氏、名で表されていないもの。
- ② 一辺の長さが8mm以下、または25mm以上のもの。
- ③ ゴム印その他（プレス印など）の印鑑で変形しやすいもの、及び欠けた印鑑または三文判など。
- ④ 文字の判読が困難なもの。
- ⑤ 印影を鮮明に表しにくいもの。



□ 各種証明書等の申請

※すべての申請時に来庁者の本人確認できる書類をお持ちください。

申請・受付窓口	役場住民課	古里出張所	手数料 (1通)	必要なもの
受付時間	午前8時30分～ 午後5時15分			

住民票・戸籍・印鑑証明等

住民票	○	○	200円	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人の場合（別世帯の方）は委任状 ※第三者の方（別世帯の方）が請求する場合は、請求理由を明らかにしていただきます。また請求理由に応じた資料等の提示が必要な場合があります。 ※住基ネット利用した住民票については、住民課へお問い合わせください。
住民票記載事項証明書	○	○	200円	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が請求する場合は委任状
戸籍全部（個人） 事項証明書 戸籍謄（抄）本	○	○	450円	<ul style="list-style-type: none"> ※本籍が奥多摩町にある方（あった方）が請求できます。 ・印鑑 ・代理人が請求する場合は委任状
除籍全部（個人） 事項証明書 除籍・改製原 戸籍謄（抄）本	○	○	750円	<ul style="list-style-type: none"> ※戸籍に記載されている本人、その配偶者、直系尊属、直系卑属以外の方が請求される場合は請求理由を明らかにしていただきます。また請求理由に応じた資料等の提示が必要な場合があります。

身分証明書	○	○	200円	<p>※請求者は本人に限られます。</p> <p>※本籍が奥多摩町にある方が請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・代理人が請求する場合は委任状
戸籍届書受理証明書	○	×	350円	<p>※奥多摩町に戸籍届出書を出された方で届出人の方が請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・代理人が請求する場合は委任状 <p>※上質紙の証明は1通1400円</p>
戸籍届書記載事項証明書	○	×	350円	<p>※奥多摩町に戸籍届出書を出された方、またはその家族・親族の方で、特別な事由がある場合に限定されます。</p> <p>※「特別な事由」は住民課へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・代理人が請求する場合は委任状
戸籍の附票	○	○	200円	<p>※本籍が奥多摩町にある方（あった方）が請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・代理人が請求する場合は委任状 <p>※戸籍に記載されている本人、その配偶者、直系尊属、直系卑属以外の方が請求される場合は請求理由を明らかにしていただきます。また、請求理由に応じた資料等の提示が必要な場合があります。</p>

申請・受付窓口	役場住民課	古里出張所	手数料 (1通)	必要なもの
印鑑登録証明書	○	○	200円	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証（赤い手帳） ※代理人が請求する場合は、登録者の印鑑登録証をお持ちになり、申請書に登録者の住所・氏名・生年月日を正確に記載できれば発行できます。 ☆詳しくは、「印鑑登録」のページをご覧ください。
マイナンバーカード（個人番号カード）	△ （交付のみ行います）	×	無料 （初回のみ）	※本人または法定代理人に交付できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付通知書（ハガキ） ・通知カード ・住基カード（お持ちの方のみ） ・本人確認書類 ・代理権の確認書類（15歳未満の方または成年被後見人の法定代理人のみ必要。ただし同一世帯の親などは不要） ※詳しくは住民課へお問い合わせください。
臨時運行許可証及び番号標交付	○	○	750円	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・自動車損害賠償責任保険証明書 ・自動車検査証等

税証明等

課税証明書・非課税証明書	○	○	200円	※必要年度の1月1日現在奥多摩町に住所がある方に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・代理人が請求する場合は委任状
--------------	---	---	------	--

納税証明書	○	○	200円	・印鑑 ・代理人が請求する場合は委任状
軽自動車税納税証明書	○	○	無料	※車検用 ・印鑑
固定資産評価証明書・公租公課証明書	○	○	200円 (5筆、5棟までごとに)	・印鑑 ・代理人が請求する場合は委任状 ・年度途中に所有者が変更になっている場合は登記簿謄本等
土地所在証明書	○	○	200円	※車庫証明用 ・印鑑
家屋所在証明書	○	×	200円	・印鑑 ・登記申請書(原本と複写したもの各1通) ・建物図面・各階平面図(複写したもの2通)
家屋滅失証明書	○	×	200円	・印鑑 ・登記簿謄本
住宅用家屋証明書	○	×	1300円	※住民課へお問い合わせください。
土地・家屋台帳の閲覧	○	×	200円 (1冊ごと)	
公図の閲覧	○	×	200円 (1枚ごと)	
公図の写し	○	×	200円 (1枚ごと)	

軽自動車原動機付自転車関係

登録・廃車・変更	○	×	無料	※住民課へお問い合わせください。
----------	---	---	----	------------------

□ 郵送による申請（住民票・戸籍関係）

ー必要なものー

- 申請書（申請書をダウンロードしたもの、またはそれに代わる物 {下記記載事項をかい
たもの}

※ 申請書の記載事項

- ① 請求者の住所、氏名、押印、電話番号（日中連絡のとれる番号をお書きください）
 - ② 必要な証明書（住民票・戸籍謄本・身分証明書等）の種類
 - 必要とする住民票の住所、氏名、「本籍」・「続柄」記載の有無
 - 必要とする戸籍の本籍、筆頭者氏名、必要な方の氏名、請求者との関係
 - 必要とする身分証明書の本籍、筆頭者氏名、必要な方の氏名
- ※身分証明書は本人以外の方は請求できません。

- ③ 必要な通数

- ④ 使用目的

- 手数料（手数料一覧表でご確認いただき、郵便局で定額小為替を購入してください。）
- 返信用封筒（住民登録されている住所・氏名を書いて切手を貼ったもの）
- 本人確認書類の写し2点（運転免許証、保険証、パスポート、通帳、診察券、キャッシュカードなど）

送付先：〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川215番地6
奥多摩町役場 住民課

【ご注意】

※第三者の方からの請求の場合や、ご自分が記載されていない戸籍を請求される場合は、委任状や続柄の分かる書類等を提出していただくことがありますので、詳しくは住民課へお問い合わせください。

※税証明など、上記以外にも郵送で請求できる証明書がありますので、詳しくは住民課へお問い合わせください。



□ 外国人住民に係わる住民基本台帳制度について

住民基本台帳法、入国管理法などの外国人に適用される法律が改正され、平成24年7月9日に新制度が開始されました。従来の外国人登録制度が廃止され、住民基本台帳制度の対象となり、外国人の方にも住民票が作成されるようになりました。

●対象者

- ・3か月をこえる中長期在留者
- ・特別永住者
- ・一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ・出生または国籍喪失による経過滞在者

●在留カードまたは特別永住者証明書の交付

- ・在留カードの申請窓口は、地方入国管理局となり、特別永住者証明書の申請窓口は市区町村となります。

年 齢	在留資格	有効期間
16歳以上	永住者	交付の日から7年間
	永住者以外の方	在留期間の満了日まで
	特別永住者	各種申請・届出後7回目の誕生日まで
16歳未満	永住者	16歳の誕生日まで
	永住者以外の方	在留期間の満了日または、16歳の誕生日のどちらか早い日まで
	特別永住者	16歳の誕生日まで

●詳しくはこちらをご覧ください

法務省ホームページ（外部リンク）

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_index.html

法務省ホームページ（外部リンク）英語版

<http://www.moj.go.jp/ENGLISH/index.html>

総務省ホームページ（外部リンク）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

総務省ホームページ（外部リンク）英語版

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_english.html